

奈良市公共工事の発注見通しの公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）第7条の規定による本市の公共工事の発注見通しの公表（以下「公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象工事及び事項)

第2条 公表の対象工事及び事項は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第5条第1項に定めるところによる。

(公表の時期)

第3条 公表は、令第5条第1項に規定する期日のほか、次に掲げる期日以後遅滞なく、行うものとする。

- (1) 7月1日
- (2) 10月1日
- (3) 1月5日

(公表の方法)

第4条 公表の方法は、建設工事発注見通し調書（別記様式。以下「調書」という。）を次のとおり閲覧に供する方法によるものとする。

- (1) 閲覧場所 契約課及び奈良市ホームページ
 - (2) 閲覧期間 公表の日から当該年度の末日までとする。ただし、契約課での閲覧は、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。
 - (3) 閲覧時間 契約課での閲覧は、午前9時から午後5時までとする（正午から午後1時までを除く。）。
- 2 前条各号の期日の公表に際しては、前回に公表した建設工事の発注見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合は、変更後の内容を公表するものとする。

(調書の作成)

第5条 調書は、工事主管課において作成し、契約課がとりまとめるものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成14年11月1日から施行する。
(平成14年度における公表の時期等の特例)
- 2 平成14年度に限り、公表の時期に係る第3条の規定の適用については同条中「次に掲げる期日」とあるのは「11月1日及び1月5日」と、公表の方法に係る第4条

第２項の規定の適用については同項中「前条各号に規定する期日」とあるのは「１月５日」とする。

附 則

この告示は、平成２１年１１月２０日から施行する。

附 則

この告示は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この告示は、令和７年２月１日から施行する。